

佐世保工業高等専門学校科学研究費補助金間接経費取扱規則

(平成16年4月1日制定)

佐世保工業高等専門学校科学研究費補助金間接経費取扱要項(平成14年6月1日制定)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 佐世保工業高等専門学校(以下「本校」という。)における科学研究費補助金(以下「補助金」という。)に係る間接経費の取扱いは、他の法令等に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 間接経費 補助金による研究の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費として本校が使用する経費をいう。

二 補助事業者 補助金の交付を受けた研究代表者又は研究機関の代表者をいう。

(間接経費の受入れ決定等)

第3条 間接経費の受入れは、補助事業者から提出される間接経費納付申出書(別記様式第1号又は別記様式第2号)に基づき、校長が決定するものとする。

2 校長は、間接経費の受入れを決定したときは、その内容を科学研究費補助金に係る間接経費の受入決定通知書(別記様式第3号)により、契約担当役に通知するものとする。

3 契約担当役は、前項の受入決定通知書に基づく債権の発生を、収入金調査書により出納命令役に通知するものとする。

(納付等)

第4条 補助事業者(研究代表者)は、間接経費の納付までの管理を間接経費納付申出書により、校長に委任するものとする。

2 校長は、前項の委任を受けて間接経費を収入金口座に納付するものとする。

3 出納命令役は、間接経費の納入を確認したときは、科学研究補助金に係る間接経費の払込完了通知書(別記様式第4号)により校長に通知するものとする。

(間接経費の返還等)

第5条 補助事業者は、年度途中で研究代表者が他の研究機関に異動する場合又は研究を廃止する場合には、すでに収入金口座に納付済みの間接経費の一部(納付した間接経費から、本校で使用した直接経費の30%相当額を除いた残額)を、間接経費返還請求書(別記様式第5号)により、出納命令役に返還請求を行うものとする。

2 補助事業者は、返還を受けた間接経費を異動先の研究機関へ納付又は文部科学省若しくは日本学術振興会へ返還するものとする。

(その他の間接経費の取扱)

第6条 その他の政府補助金に係る間接経費については、この規則に準じて取り扱うものとする。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月30日)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年11月1日から施行する。